

【用語】 邑楽郡板倉村—邑楽郡板倉町 網役永—漁労に従事する漁師にかけられた小物成 海老瀬村—邑楽郡板倉町 入会—一定地域の住民が山林・原野・沼などを共同利用すること 内済—和解談合により事件を解決すること 又候—またもや、またしても 出入—もめごと、争論 御領—御料、幕府領 分郷—村切り・相給知行などの結果、村をいくつかに分けること 小物成—雜年貢の總称 手代—代官所の属吏で、農民から取り立てられた 割付—年貢割付状のこと 地頭—知行所を持つ旗本 不埒—不法、ふとどき 将又—或いは、もしくは、なおまた 野錢—小物成の一つで採草場に賦課した 自今—今より後、以後

【解説】 館林藩主徳川綱吉の頃、領内には大小一六の沼があり、その総面積は五九五町一反九畝二八歩に及んでいた。とりわけ城^{たたら}多々良・大輪（館林市）・板倉（板倉町）の四つの沼は、一〇〇町歩以上の大きな沼であった。このうち大輪沼と板倉沼は干拓によつて現在その姿を消してしまつたが、いずれも漁場として利用されていた。たとえば板倉沼の場合、寛永二十年（一六四三）の年貢割付状にも「板倉沼役」という名目で役錢四〇〇文が徵收されていることから、少なくとも江戸時代初頭から漁獵稼ぎが行われていたことがわかる。板倉沼の漁獲物は雑魚・海老などで、ほかに藻草も採取されていたが、商品経済が進み漁獲量の増大に伴い、沼付き村々では「網役永」を上納することにより漁業権の入手や確保、さらに漁業権を拡大するため、時には網役永の増額願いを出す動きさえみられた。

この文書は宝暦四年（一七五四）五月、板倉沼の漁業権をめぐる板倉村と海老瀬村の紛争が決着した際、幕府から示された裁許の請書である。その文言によれば、寛延二年（一七四九）に海老瀬村が巧みに幕府代官の伊奈半左衛門へ増永を願い出て、以前から入会漁場であつたことを申し立て、二分半ほどの入会漁業権を認められたことが紛争の発端になつた。なお、荻野家文書一括は板倉町指定の重要な文化財である。